

彩の国建設リサイクル実施要領（分別解体等）

H14.5.17 部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は埼玉県において「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」の実施にあたり、同法及び「彩の国建設リサイクル実施指針」（埼玉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（対象建設工事の事前届出に対する変更命令等）

第2条 法第10条第3項に基づき対象建設工事の発注者又は自主施工者からの届出に係るその他必要な措置は次のとおりとする。

- 一 適正な工期の確保
- 二 分別解体等の工程の変更
- 三 分別解体等のための作業場所の確保
- 四 その他適正な分別解体の実施に必要な措置の確保

（分別解体等における助言又は勧告の基準）

第3条 法第14条に定める分別解体等の実施を確保するために必要な助言又は勧告は、「彩の国建設リサイクル実施指針」を勘案して、法第9条第2項に規定する主務省令で定める基準に従い、解体工事の工程、分別解体等の方法に関して行うものとする。

2 対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めて前項の助言又は勧告を行う場合は、概ね次の各号に該当する場合とする。

- 一 分別解体等が不適切な工法により行われている場合
- 二 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合などで、現場での分別解体等の実施が困難となる場合
- 三 有害物質を含む分別解体等で、関係法令に違反するなどその取り扱いが適切さを欠いている場合

3 第1項に定める助言又は勧告は、分別解体等の適正な実施を確保するものに限られ、次の各号の内容について、建築物等の状況に対応して適時・的確に実施しなければならない。

- 一 アスベスト等の有害物質等の取扱い
- 二 外装材と主要構造部分の材質が異なる場合の資材の分別
- 三 地域の再資源化施設の状況を踏まえた柱材と板材の分別
- 四 その他適正な分別解体の実施の確保に必要な事項

4 前項第一号に定める有害物質等の取扱いについて助言・勧告を行う場合には、必要に応じて、廃棄物指導課若しくは対象建設工事のある市町村を管轄する環境管理事務所と協議を行うものとする。

(分別解体等における命令の基準)

第 4 条 法第 15 条に定める分別解体等の方法の変更その他必要な措置の命令は、前条による助言・勧告では分別解体等の適正な実施が確保できない場合に、「彩の国建設リサイクル実施指針」を勘案して、法第 9 条第 2 項に規定する主務省令で定める基準に従い行うものとする。

(分別解体等を実施しないことが出来る正当な理由)

第 5 条 前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合には、正当な理由があるものとして現場での分別解体等を実施しないことができる。

- 一 有害物質により建築物等が汚染されている場合。
- 二 地震等により建築物が倒壊した場合。
- 三 天災等により緊急に復旧工事を行わなければならないため、分別解体等を行うことができない場合
- 四 災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- 五 火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が困難となった場合
- 六 分別解体等の実施義務が課されている工事において、知事にその届出をした後、事故等の発生により建築物が倒壊するなど、分別解体等や再資源化等を行うことが事実上あるいは社会通念上困難となった場合

(報告の徴収の基準)

第 6 条 当該工事の実施地域(特定行政庁の区域である場合を除く。)を所管する県土整備事務所長(以下、県土整備事務所長という。)は、次の各号の一に該当する場合には、当該対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、適正な分別解体等の実施を確保するため、当該工事の実施中又は完了後に法第 42 条第 1 項に定める分別解体等の実施状況について報告を求めることができる。

- 一 分別解体等が不適切な方法により行われている場合、若しくは行われた場合
- 二 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合
- 三 有害物質を含む分別解体等で、関係法令に違反するなどその取り扱いが適切さを欠いている場合
- 四 解体工事において、特定建設資材廃棄物や有害物質等の分別に相当の技術を要すると認められる場合
- 五 当該対象建設工事の規模が大きく、相当量の特定建設資材廃棄物が排出される見込みのある場合
- 六 解体業者登録の有無及び技術者の選任状況に適切さを欠いている場合
- 七 対象建設工事の自主施工者又は受注者に変更があった場合
- 八 その他、適正な分別解体等の実施を確保するため、県土整備事務所長が必要と認める場合